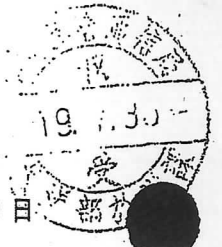


## 日本テレビ放送網株式会社からの意見書について

P 1・・・株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請について

P22・・・エルシーブイ株式会社の裁定申請について

閣議決定  
第619号  
平成19年7月30日



意見書

総務大臣殿

郵便番号 105-7444  
住所 東京都港区東新橋一丁目6-1  
氏名 にほんてれびほうそうもうかぶしきがいしゃ  
日本テレビ放送網株式会社  
だいはうとりしまりやくしゃちょうしゅうこうやくいん くほしんたる  
代表取締役社長執行役員 久保伸太郎  
電話番号 (代表) 03-6215-1111

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「申請会社」といいます）から平成19年6月13日付で有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣裁定の申請（以下「本件申請」といいます）に関し、同条第4項の規定により、下記の通り意見を提出します。

記

1. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない正当な理由の存在

貴省（旧郵政省）は、従来、有線テレビジョン放送法第13条第5項の「正当な理由」の判断基準として、放送番組が一部カットして放送される場合、放送番組が異時再送信される場合、再送信チャンネルが別の番組に使われる場合、CATV事業者としての適格性に問題がある場合、及びCATVの技術レベルに問題がある場合、の5つの場合を挙げています。これらの基準は、昭和61年4月23日衆議院通信委員会で示され、また、同年5月13日参議院通信委員会の森島展一政府委員の答弁によって「一応の目安として、判断を求められる代表的なケースを想定し例示されたもの」であって、放送業界をとりまく環境が現代とはかなり異なるなかで打ち出されたものです。これらの基準が現代においても適合するものであるかどうかは、疑問無しとはしません。

しかし、もし、これらの基準を採用したとしても、申請会社による弊社のデジタル放送の再送信に対して弊社が同意しないことには、以下の通り、申請会社の「CATV事業者としての適格性」の欠如という側面から正当な理由があります。

上記の5つの基準のうち、「CATV事業者としての適格性」の基準について、当該CATV事業者がCATV施設を確実に設置できる見通しが無いこと等が例として説明されていますが、かかる「CATV事業者としての適格性」の中には、CATV事業者として最も基本的な適格性、すなわち、法律を遵守し、著作権侵害等の違法行為を行わないという意味での適格性も当然に含まれているものと考えられます。

CATV事業者はその事業の性質上当然に他者の著作物等を利用する立場にあり、常に著作権法の適法性の確保が求められています。著作権法は、CATV事業者に関する規定を有しており（第2条第1項第9号の3、第100条の2から5以下）、CATV事業者に一定の特権を付与してその事業の円滑な遂行を図っており、更に、放送と有線放送の相互関係を定めています（著作権法第99条第2項、これは特に有線テレビジョン放送法第13条第1項の義務再送信との整合性を取る規定です）。著作権法は、有線テレビジョン放送法と相まってCATV事業者の適正業務を確保する重要な法律というべきです。

CATV事業者としての適格性は、単にCATV施設を設置できるという事業の財政的基盤、技術的能力に限るものであってはならないと考えます。法令遵守が官・民あまねく求められる時代にあつてCATV事業者の基幹的法令である著作権法を守れない申請会社は、適格性を欠くというべきです。

更に、貴省は過去の裁定において、有線テレビジョン放送法第13条第2項につき、放送事業者の放送の意図が害され又は歪曲されるという事態を防止し、もつて放送秩序の維持を図ることとすることをその趣旨であると指摘しています。申請会社による弊社のデジタル放送の再送信は、弊社の「放送の意図」を害するものであり、その側面からも正当な理由があります。

以下、詳述します。

#### (1) 申請会社の「CATV事業者としての適格性」の欠如

申請会社は、弊社のアナログ放送の再送信において、有線テレビジョン放送法及び著作権法の違反行為、並びに総務大臣に対する不誠実な行為を行っておりますので、「CATV事業者としての適格性」が欠如しています。

##### ① 有線テレビジョン放送法の違反行為

弊社は申請会社に対し、平成11年2月5日に弊社のアナログ放送の再送信を同意しない旨を文書<資料1>で送付し、その後同意をしていません。

しかし、申請会社は、この文書及びその後の再送信の停止に関する文書<資料2>（本件申請の「9.意見の対立点」(1)で、その後も弊社が申請会社に対し文書を出した事実が記載されています）を無視し、無断（不同意及び無許諾）で8年間にもわたり弊社の

アナログ放送を再送信し続けています。

申請会社が弊社の不同意を認識しつつアナログ放送の再送信を継続している事実は、本件申請及びホームページからも明らかです。すなわち、本件申請には「平成12年から毎年の同意申請に対し拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている」という記述があり、また、申請会社のホームページの番組表欄<資料3>には弊社の社名が記されています。有線テレビジョン放送法のもとで免許を受け、同法を守らなければならない申請会社が、同法第13条第2項に定める「再送信の同意を得る義務の違反」を犯している事実は明白です。

また、現行の法制度に照らしても、弊社のアナログ放送の再送信の不同意に対し、申請会社が「正当な理由がない」と考えたのなら、弊社と十分な協議を行なうべきであり、更に協議が整わない場合には、大臣裁定制度に基づく申請を行うのが合法的な手続きです。しかし、申請会社はそのような手順を全くとっていません。それにもかかわらず、申請会社は本件申請の「9.意見の対立点」(1)で「正当な理由がない」等と述べています。有線テレビジョン放送法に定められた最低限の手順すら行っていないにもかかわらずそのような主張をすることは、一方的であり全く不合理というほかありません。

## ② 著作権法の違反行為

弊社の放送番組の中には弊社が著作権を有する著作物が数多くあります。例えば、番組の最後に弊社の製作著作と表示されている番組が、弊社が著作権を保有する番組です。当該番組について、弊社は公衆送信（放送の他有線放送等を含む概念）を行う権利を専有していますところ、当該権利は、再送信（有線放送）に関してその可否を決定できる許諾権・禁止権（再送信を可として許諾する権利及び不可の場合その差止をする権利）であって、再送信に関する報酬請求権（再送信の可否は決定できず単に対価を受ける権利。対価の支払がない場合にも差止を請求する権利はない）ではありません。従って、申請会社は、著作権法上明白に、弊社の許諾を得なければ弊社が著作権を有する番組を有線放送にて再送信することはできません。そして、弊社は申請会社に対して、弊社が著作権を有する番組について有線放送の許諾をした事実はありません。言うまでもありませんが、この著作権法の許諾は、有線テレビジョン放送法第13条の同意とは異なる別個のものです。

しかし、申請会社は、弊社のアナログ放送の再送信に際して、弊社の許諾を受けることなく、更に上記のように弊社の再送信不同意の意思を無視して、弊社に無断で再送信を行っています。申請会社のこのような再送信行為は著作権侵害行為であり、民事的には、著作権法第112条に定める差止請求の対象及び民法第709条の損害賠償請求の対象となる行為であり、更には、著作権法第124条に定める罰則規定（3億円以下の罰金）に



も該当する反社会的な行為として刑事上の犯罪の対象にもなります。

また、弊社は、弊社の放送を受信して有線放送する権利（著作隣接権）を専有しています。当該権利も、著作権同様に報酬請求権（許諾の対価を受ける権利）ではなく、許諾を拒否できる排他的な権利であって、許諾なき同時再送信は、常時違法な状況にあることとなります。

著作権と同様に、著作権法第 112 条に定める差止請求及び民法第 709 条の損害賠償請求の対象となる行為であり、著作権法第 124 条に定める罰則規定（3 億円以下の罰金）にも該当する反社会的な行為として刑事上の犯罪の対象となります。

### ③ 総務大臣に対する不誠実な行為

平成 19 年 3 月 8 日の参議院予算委員会〈資料 4〉における白眞勲議員の「放送事業者の同意がないケーブルテレビ事業者による再送信」に関する質疑に対し、総務大臣は有線テレビジョン放送法の、また、文部科学大臣は著作権法の、「法律違反」を認める答弁をしています。更に、総務大臣は、310 件の法律違反を認識しており、「今年（平成 19 年）2 月に、有線テレビジョン放送法に基づいて再送信が適正に行われるよう指導した」と答弁しています。

申請会社が法律違反の 310 件に含まれるならば、申請会社は 2 月に行われた総務大臣の指導に従っているはずですが、しかしながら、申請会社が、弊社に対し弊社のアナログ放送の再送信の同意を求めた事実もなく、また、弊社のアナログ放送の再送信を止めたという事実もありません。申請会社は総務大臣の指導を無視している可能性があります。逆に、申請会社がこの 310 件に含まれていない場合には、申請会社は「日本テレビから適切な同意を得ている」という虚偽の報告を総務大臣にしたこととなります。

指導無視か、虚偽報告かは不明ですが、いずれにしても、申請会社の行為は、総務大臣に対し不誠実なものではないかと考えます。

### ④ まとめ

放送は、国民の生命、財産、知る権利を守るものとして期待されています。放送法第 1 条第 3 項に「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」とうたわれているように、放送事業者には高い法令遵守の精神が求められていると弊社は考えており、日々その努力を重ねています。しかしながら、総務大臣から CATV 事業者として免許を受けているにもかかわらず、有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反する行為を続ける申請会社は、法令遵守の精神に欠けていると言わざるを得ません。

この事実から、弊社は、申請会社には「CATV 事業者としての適格性」が欠如しており、

弊社には申請会社による再送信を同意しない正当な理由があると考えます。

なお、弊社は、申請会社による上記の違法行為（著作権、著作隣接権侵害）について、本件申請を含む従前からの経緯に鑑み、話し合いによる解決が困難と考え、著作権侵害行為の差止等を求める民事訴訟の提起を予定しています。弊社は、大臣裁定の「CATV事業者の適格性」について、申請会社の違法性におけるこのような事実も踏まえた判断を総務大臣に求めます。

有線テレビジョン放送法第13条第2項に定める違法行為を行う事業者については、総務大臣は三月以内の期間を定めて「業務停止」を命ずることができます（有線テレビジョン放送法第25条第2項）。上記のような違法行為を継続中の申請会社が行った本件申請について、総務大臣におかれましては、弊社のデジタル放送の再送信に関して是非を検討する前に、有線テレビジョン放送法第25条第2項に基づく適切な処分の検討をしていただきたいと思います。

## (2) 弊社の「放送の意図」

第18回の有線放送部会の配布資料<資料5>によると、「再送信制度の趣旨を踏まえると、『放送の意図』とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということは含まれないのではないか」という考え方の方向性が示されています。これは昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会における質疑応答がもとになっています。しかしながら、当時の放送事業者はラジオのNHKしかない状況であり、現在の県域放送免許制度に基づいて、地上放送事業者が各放送対象地域で免許を付与されている状況とは明らかに異なり、この度の、大臣裁定の対象になっている弊社の状況と、あまりにもかけ離れています。

例えば、

- 当時の放送局はNHKのみで、再送信が不同意されると放送ゼロ地域が生まれてしまうという社会的な問題がありました。一方、現在は数百もの放送局があり、再送信が不同意とされても放送ゼロ地域は生まれません。
- NHKの放送対象地域は日本全国です。弊社のそれは県域放送免許制度により関東広域圏です。弊社の番組は、別会社である系列局の「地域性」に基づいた独自の編成方針のなかで、ほぼ日本全国で放送されるようになっています。このようにNHKにはあり得ない県域放送免許制度による系列局との様々な関係が弊社にはあります。
- NHKの財源は受信料です。その受信料には「地域性」はありません。一方、弊社及び系列局の財源は広告収入です。広告にはスポンサーの意向による「地域性」があります。

このような違いがあることから、弊社は、『放送の意図』には、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということが含まれる」と考えています。つまり、地域放送免許制度に基づく「放送の意図」には、地域情報番組、地域ニュース番組、地域ごとの文化に対応した番組の編成はもとより、地域限定の広告も当然に含まれます。

従って、「放送の意図」の解釈には、現在の地域放送免許制度における系列局の役割とその相互協力の実態を加味する必要があり、その観点からすれば、弊社には再送信を同意しない正当な理由があることは明白です。

以下、詳述します。

#### ① 基幹放送である地上放送事業者としての責務

弊社は、地上放送のキー局として、公共の福祉の増進や健全な民主主義の発展等、電波法や放送法の目的を達成することが責務であると考えています。弊社の放送対象地域は関東広域圏であり、弊社は志を同じくする日本全国の地上放送事業者29社と系列関係を結び、上記目的の達成に務めています。

具体的には、各地で起ったニュース取材のほか、各地の朝を伝える「ズームイン!! SUPER」、全国規模で行われる福祉活動の「24時間テレビ」、青少年の健全なる育成を目指した「全国高校サッカー選手権」等の番組制作、経営を支える広告営業、更には国民の教養を豊かにする文化事業等を系列局と共同で行っています。

上記目的の達成は、単に系列関係が結ばれているだけではできません。それぞれの系列局がそれぞれの放送対象地域において、基幹放送としての役割を十分に果たせるような環境が必要です。

#### ② テレビ信州から報告されている大きな弊害

現在、弊社のアナログ放送を同意なく違法に再送信しているCATV事業者が、弊社の放送対象地域外の隣接県で散見されます。長野県を放送対象地域とする系列局「株式会社テレビ信州」から、「県内普及率55%にも達しているCATV事業者の違法な再送信によって、いくつかの大きな弊害が生じてきている」という報告を受けています。

例えば、

- ・ テレビ信州の視聴率が低下し、経営への影響が出ている
- ・ テレビ信州が放送している地域に密着した番組や災害放送の視聴機会が薄れ、地域放送免許制度が求めるところの地域性が損なわれている
- ・ 長野県広告業協会から「区域外再送信の視聴は地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業展開する広告代理店にとっても由々しき問題であるうえ、県内の経済に与える影響も大きいとし、キー局には長野県での再送信に同意

をしないでほしい」という要望書<資料6>を受けている

等があります。なお、大臣裁定の検討に当たっては、株式会社テレビ信州からの意見も十分聞くようご配慮願います。

### ③ 全ての系列局への広がりと放送の責務への影響

今回、大臣裁定を申請した CATV 事業者は 2 社ですが、仮に、従来の「放送の意図」に基づいて「同意せよ」という裁定が下されれば、弊社は長野県にある残りの数多くの CATV 事業者からも同意を求められる可能性が極めて高いと解されます。また、静岡県でも同じことが起きると予見されます。静岡県では違法に再送信をしている CATV 事業者が極めて多数に上り、系列の株式会社静岡第一テレビから、上記のテレビ信州の場合と同じような弊害が報告されています。

このような事例に鑑みると、放送対象地域外再送信による弊害が全ての系列局に広がっていくことが危惧されます。そして、放送対象地域外再送信の拡大は、それぞれの系列局の基幹放送としての能力を低下させ、更に、系列全体における相互協力の機能を崩壊させるおそれを高めます。その結果、放送対象地域外再送信は、弊社を含む全ての系列局の放送の責務を果たし難くするといった社会的な悪影響を生み出します。

### ④ まとめ

再送信制度における「放送の意図」には、単に放送の編集意図だけではなく、どの地域に限定して放送するのかという意図も含まれます。そして、県域放送免許制度のもとでは、各放送局は、公共の福祉の増進や健全な民主主義の発展等のため、それぞれの放送対象地域において基幹放送局としての責務を全うしなければなりません。日本最大の系列関係を構築している弊社としては、「放送の意図」には、県域放送免許制度のもとで生まれた系列の役割とその相互協力の機能が含まれていると考えます。したがって、弊社には再送信に同意しない正当な理由があると考えます。

## 2. 本件に関する協議の経過

弊社は申請会社との間で、再送信の同意についての協議を数回行いました。

上記の通り、申請会社は弊社のアナログ放送の違法再送信を行っています。弊社としては、将来のデジタル放送の再送信の前に、まずアナログ放送の再送信の違法状態を解決すべきとの立場で協議をしました。また、弊社のデジタル放送の再送信につきましても、

県域放送免許制度と弊社の系列における体制についての説明を行う等、弊社のデジタル放送の再送信に同意できない合理的理由について十分な説明をしました。

しかし、申請会社は、弊社のデジタル放送の再送信ありきの主張をし、どのような条件であれば再送信の同意ができるのかという論点での発言を繰り返すのみで、弊社の考え方を理解しようとはしませんでした。

### 3. その他参考となる事項

#### (1) 本件申請の「意見の対立点に関する補足説明」における弊社意見

##### ① 「有テ法第 13 条第 5 項の『同意しないことにつき正当な理由』がないこと」に対する反論

上記 1 で述べていますが、申請会社の「CATV 事業者としての適格性」と弊社の「放送の意図」という 2 つの側面から、正当な理由があります。

##### ② 「平成 11 年以降、区域外再送信の同意がないことは、本件申請の適法性に影響しないこと」に対する反論

上記 1-(1) で述べていますが、平成 11 年以降、申請会社は業務停止命令が検討されるような法律違反（有線テレビジョン放送法、著作権法）を継続していることから、申請会社は「CATV 事業者としての適格性」が欠如しており、弊社はそのことが大きな問題であると認識しています。「CATV 事業者としての適格性」に放送秩序全体にかかわる法令を遵守することが含まれるのは当然です。従って、平成 11 年以降、区域外再送信の同意がないことは、本件申請の適法性に大いに影響があると考えます。

##### ③ 「長野がいわゆる“4 波地区”であることは同意を拒否する理由にならないこと」に対する反論

4 波地区というのは、弊社の不同意の理由の 1 つに過ぎません。弊社の同意・不同意の判断は、上記 1-(1) で述べている「CATV 事業者としての適格性」と 1-(2) に述べている弊社の「放送の意図」、下記 3-(3) に述べている「番組流通」等の総合的な検討結果によるものです。

#### (2) 福岡・広島での裁定がもたらす影響

現在、弊社の系列局である株式会社福岡放送と広島テレビ放送株式会社を対象とした大臣裁定が進められています。仮に、この 2 つの大臣裁定について「同意すべき」という裁定が下された場合、大分県や山口県における系列局にとって、基幹放送を維持する環



境が悪化することに繋がります。キー局として弊社は総務大臣に慎重なる判断を切望します。

### (3) 番組流通からの同意・不同意の考え方

違法な再送信は、前述のような系列全体の被害だけでなく、弊社に対しても直接的な被害を及ぼします。弊社の放送番組には、弊社の著作物も数多くあり、弊社の貴重な財産となっています。これら番組は、系列局のほか、衛星放送、CATV、ブロードバンド、DVD 等へ利用され、弊社の重要な収入源となっています。弊社が著作権を保有する番組が、弊社の知らないところで、違法に再送信がなされているということは、弊社番組の適正な流通の妨げになり、弊社の利益を害します。これは、政府が目指す知的財産立国の方針に背くことにもなります。

弊社は、弊社の放送の再送信について、系列全体としての不利益とともに、弊社における適正なコンテンツ流通、権利問題等を総合的に検討し、その上で、同意・不同意の判断をしています。不同意の正当性の判断については、このような状況を踏まえた、弊社の総合的な判断が尊重されるべきと考えます。

### (4) IP マルチキャスト再送信に伴う平成 18 年度著作権法改正の趣旨との矛盾

本件申請のような放送対象地域外への再送信を認めると、IP マルチキャスト放送の同時再送信において図られた放送対象地域内再送信の制度と真向から反することになります。

平成 18 年度の IP マルチキャスト放送に関する著作権法の改正は、当該放送（正確には自動公衆送信）を実質的に CATV 事業者による有線放送と同等にするためのものです。当該放送は、放送事業者の放送対象地域内に限定して同意されることから、実演家、レコード製作者の著作隣接権（送信可能化権）も放送対象地域内では働かないこととしたのです（第 102 条第 3 項、第 5 項。ここに「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として」と明記されているのはこのためです。）。この立法は、貴省が定める放送事業者の放送対象地域内の放送に関する放送秩序を守るためのものであるということができ、立法の経緯もまた、貴省の意を受け文化審議会著作権分科会において改正の方針が決められました。有線テレビジョン放送法の同意・裁定制度によって放送秩序を担保する有線テレビジョン放送の場合もまた同様に放送対象地域内再送信を原則とすべきであることは当然というべきです。そうでないと、貴省は、一方では立法政策において放送対象地域内に限定し、他方では行政処分の裁定においてこの限定を要しないことになり、著しく法的整合性を欠くばかりではなく、あまりにも CATV 事業者にも有利で不公正な競争秩序を形成する結果になります。

(5) 不誠実なCATV事業者の把握と指導の徹底

上記1-(1)-③の310件という違反行為について、総務大臣が「有線テレビジョン放送法に基づいて再送信が適正に行われるよう指導した」ことは重要なことですが、それ以上に、この2月の指導の後、どのような改善がなされたのかがより重要なことと考えます。申請会社のような不誠実な事業者の把握と指導の徹底をお願いします。

以上



株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン  
代表取締役社長 佐藤浩市 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外再送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事はご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

このような環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外再送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局	局長 宮川鑠

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示したとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

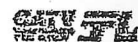
同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。

また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。

もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。

しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社	執行役員・メディア戦略局 総務	松 本
株式会社東京放送	執行役員・メディア推進局長	原 田 俊
株式会社フジテレビジョン	執行役員・技術局長	秋 保 豊 親
株式会社テレビ朝日	技術局長	古 畑 敏 春
株式会社テレビ東京	ネットワーク局長	笹 浪 真



ウェブメール | ユーザー

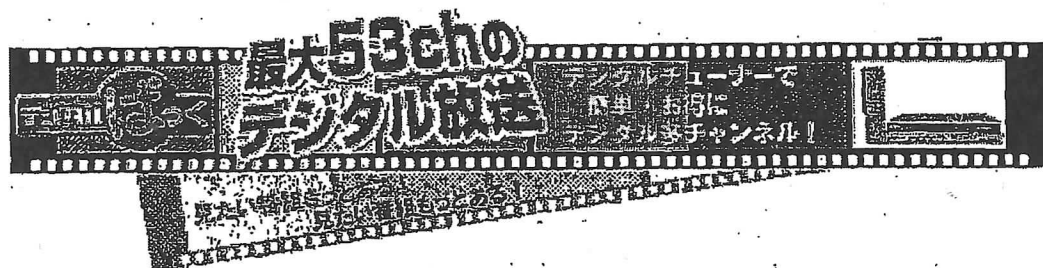


## テレビ松本 チャンネルラインナップ

お住まいの市町村、またはサービスをクリックしてください

| [松本市](#) | [塩尻市](#) | [波田町](#) | [山形村](#) | [デジタル放送](#) | [FM放送](#) |

デジタルサービス(デジタルぱっく)のチャンネル一覧は[こちら](#)



松本市・塩尻市

アナログベーシックチャンネル(1~12チャンネル)

1	テレビ松本	自主放送
2	NHK総合 / 長野放送局	県内局
3	テレビ信州	県内局
4	日本テレビ	東京キー局
5	長野放送	県内局
6	TBS	東京キー局
8	フジテレビ	東京キー局
9	NHK教育	県内局
10	長野朝日放送	県内局
11	信越放送	県内局
12	テレビ東京	東京キー局

ページトップ

△

アナログオプションチャンネル(13~25チャンネル) ※ホームターミナルを取付けてご覧いただけるチャンネルです。

13	放送大学	CSチャンネル
14	ANIMAX	CSチャンネル
15	WOWOW (別途ご契約が必要です)	BSアナログ

平成19年3月8日 10:00~10:20

参議院予算委員会 <sup>ハクシケン</sup> 白眞勲君

○ 白眞勲君

民主党新緑風会の白眞勲でございます。今日はですね昨日から始まっております日朝の作業部会の件、それからイラクの自衛隊の派遣の件等についてもご質問したいと思いますけれども、その前にですね、いわゆる政府が今頑張っている地方の情報格差解消という観点から、特に放送の分野についてまずご質問したいなという風に思っております。昨今様々な放送メディアが現れてきておりまして、ちなみに我が家もBSとかCSとか地デジとかいろいろ出てきてまして、以前でしたらビデオを繋ぐときにも結構日曜大工じゃないですけども簡単にちょっと繋げたんですけども最近は配線が非常に複雑になっておりまして、よく分からないような状況になってきている。まあ、これだけ複雑怪奇な状況の中でですね、当然地方でも同じ現象が起きていると言われていた訳で、以前は東京の人間が旅行で地方に行くんですけど、地方のテレビ局の放送が少なくてですね、放送局の数が少なくて、結構イライラしたりしたんですけども、最近はそのような事もだんだん少なくなっている。まあそういう中で、ch数が地方でも増えている。なんで地方でも増えているのかといいますと、衛星放送だから見れると言うこともあるけれども、有料のケーブルテレビで都会の放送局の番組がそのまま見れると言うことにもなっているようなんですね。もちろん視聴者にとっては番組がいろいろ楽しめるという意味では、非常に良いんでしょうけれども、逆にお金を払っている人には良いけれども、そうでない場合は見れない訳で、まあそういう場合には新たな地域内の情報格差というものを生んでいるのではないかという素朴な疑問もあるわけなんです。ちなみに生活保護世帯の場合はNHKの受信料というのは無料な訳ですから、まあだからといってですね、ここでケーブルテレビ等も生活保護世帯には無料にしるとしてもですね、民間企業のことですから、なかなか政府が指示する訳にはいかないかなとも思っておるんですけども、まずは総務大臣にお聞きしますけれども、この点について総務大臣はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

事業者の料金につきましては、届出制となっております、基本的には事業者の経営判断、ということであります。まあしかしながら、ケーブルテレビ事業者がですね、衛星放送とか地上放送、あるいはその他のメディアとの公正かつ有効な競争の元に、低廉な価格で多様なサービスを視聴者に提供するというのは、地方にとっても都会にとってもそうなんですけれども、きわめて大事なことであるという風に思っています。まあ総務省としてはこれまで、地域間格差を是正するという視点から地域情報通信基盤施設推進交付金などによって、条件不利地域における支援、あるいは競争環境の整備をはかる観点から、有線テ

レビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和など、措置を講じてきております。低廉なサービスが提供されることができるようにですね、これからも支援をしていきたいと、こう考えております。

○ 白眞勲君

是非ですね、そういういろんな振興策というのもまあ今後ですねとっていただきたいなという風に思えるんですけども、特に地方でも、特にケーブルテレビ局の場合には地元のいろいろなご当地のお祭りとか、どっかの赤ちゃんが生まれたとか、そういったことまで放送しているわけですから、それを逆に言うと、所得水準の非常に低い方とか、払えないで見れない方々にとってみると、逆に言うとそこの中でまた格差というのが生まれていくんじゃないかな、という風に思いますんで、是非よろしく、これからもお願いしたいと思うんですけども。また逆にですね、こう、ケーブルテレビ局がどんどんこう増えてくると、地元のテレビ局との競合関係というののもちょっと気になるんですけども、まあその件に関しては、どういう風に総務大臣としてはお考えになっているのでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

今、委員がご指摘されましたように、まあケーブルテレビというのは、地元ですね、まさに生の情報というものを地域のみなさんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとか、これから地方のさまざまな魅力、そうしたものをですね、報道するについてきわめて大事なものであるという風に思っています。しかし同時に、ケーブルテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実でして、例えば、同意の有無についてでありますけれども、有線レビジョン放送事業者と放送事業者の認識では差がありますけれども、約840チャンネルというのは放送事業者の同意をとっておりますけれども、しかしながら、更新を忘れたりですね、あるいは更新期間があっても協議もしないで再送信をしているケースというのは、いま約310ほど、私どもが調査を結果したら、ありました。そういうことで、地元、あるいは県域を越えた放送事業者との間でそうしたトラブルがあるということも承知しております。

○ 白眞勲君

まさに、今、総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うのですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然、都市部、特に人口密集地域ですね、つまり放送局の電波が届く地域において多チャンネルという営業をし出している。そこで、今まさに、総務大臣がおっしゃったように、再送信、違法な再送信といったほうがいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流している。こういった違法なケースが、いま、840チャン

ネル中310チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。

○ 菅義偉総務大臣

私どもの調査では、そのとおりでありますけれども、ただそれがですね、従来ですと契約をしていて期限が切れていたものを知らなかったとか、気がつかなかったとかですね、あるいは同意の更新を協議されてもそのまま流しちゃうというもの、そういうものがいま310件ほどあるということでございます。

○ 白眞勲君

これって、いわゆる法律違反ですよ。

○ 菅義偉総務大臣

ええ、その通りでありまして、総務省としては、今年の2月に、法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。

○ 白眞勲君

このいわゆる再送信、これはあの、もちろん、地域のテレビ局の番組を流している場合と、東京とか大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース。私は、これ、地域外再送信と聞いているのですが、このケースは、310チャンネルの中にあるんですか。その辺はどうなんでしょうか。具体的に。

○ 菅義偉総務大臣

申し訳ありません。後で精査してお届けさせますが、310の中にこの部分は入っているということでございます。

○ 白眞勲君

つまり、違法だ、ということ、いま、総務大臣もお認めになったと思うのですが、違法と分かってなんで放置していたのでしょうか。これ、だいぶ前から分かっていたと思うのですが、それをなんで総務省としてほっぽり投げていたのか疑問なんです、チャンネルつけば誰だって見られるわけですから、その辺は、なんで、総務省としてほっぽり投げていたのか、疑問なんです、大臣その辺どうでしょう。

○ 菅義偉総務大臣

ええ、私どもも、その、ほっぽり投げていたということというよりも、これ御理解いただきたいんですけど、先ほども申し上げましたが、いままで放送してきた、と、契約期限



が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後も協議が行われなくて進めていたとか、お互いの放送事業者、ケーブルテレビも含めてですね、その中で、そんなに問題になってきていなかった、と思いますね。そういうことで、そのまま放置していたというのが、これ現状でありまして、私どもが2月に初めてその点、このままじゃあ、非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで、調査をして、その310が明らかになった、ということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思っております。

○ 白眞勲君

やたら総務省の方も、失礼な言い方かもしれないけど、重い腰を上げたということで、違法と分かっていたら、すぐにこれを是正するのが政府として当たり前のことだと思うのですが、ここで、文部大臣にお聞きしたいと思うのですが、つまり、そのケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反ということになるのでしょうか。

○ 文部科学大臣

あの、先生御承知のように、著作権法の99条ってのがございまして、ここには、放送事業者はその放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。したがって、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思います。

○ 白眞勲君

結構私はこれ深刻だと思うんですよね。つまり著作権法違反のまま、つまり、これは実はあの韓国でも同じようなことっていうのは起こっているわけですし、ワールドカップでなんですけどね、ワールドカップのときにケーブルテレビ会社の人が無断で試合を流してしましまして、それであの、韓国国民はワールドカップで大騒ぎをしているんですけども、いわゆる権利関係でも大騒ぎになっちゃたということもあるわけですし、わたしはこの問題を放置するとですね、例えば、韓国では今までおおかだだったんですけども、ヨン様が出てきてから、自分の顔を売る関係でどうしても「金払え」という話になってしまって、大分権利関係についてうるさくなってしまった。そういうことを考えると、やはりキチンとするということが当たり前のことですよ。国際常識でもあるわけで、私は一番気にしているのは、北京オリンピックが今度開かれるわけですけども、この放映権、放映の問題でですね、このケーブルテレビ局が、仮にですよ、スター選手とか綺麗な女性のなんかが出てきちゃったなんてことになった場合にですね、これは知的所有権ですよ、それは結局ですね、やはり注意しなければいけないのは、まあEPAの交渉で海外といろいろやられているなかで、そういう著作権をちょっと守ってくれないと困ると言っている日本側



がですね、あんたのところもやっているじゃないかと言われるわけですから、これ注意しなければいけないと思うのですけれども、国益相当損ねていると思いますが、その辺は総務大臣はどのようにお考えでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

まあ、基本的に今の問題というのは文部科学大臣かなと思いますけども、私どももこのテレビのですね、先ほど再送信の指摘がありました。そういう中で、当然ですね同意しなければ著作権の問題にもなるわけであるわけで、その辺もですねしっかりと対応させていただきたいと思います。

○ 白眞勲君

私は別に総務大臣を責めているわけでも何でもございませんので、その辺は御理解いただきたいとおもうのですけども、結局ですね、総務省の方でも色々やっただとしても、これは民間企業同士のまあ最終的には放送局とケーブルテレビ局との間の話し合いということになっていくということになると思いますけども、なかなかですね、やはり、無断でこう流すというのは放送局にとってみたら頭くるわけですね、なんらかの対価を払えとか、あるいはですね、どのような試合になるかは分かりませんが、当然話し合ってなんとかしてくださいよということかと思えますけども、そういったトラブルを解決する方法として、民間のケーブルテレビ局とが円満に話し合うことが重要なんですけども、その理解がなかなか調整できない場合に、総務大臣の裁定という制度があるということを知りまして、今までその2件下されているようですね。それを見ますと、私「えっ」と思うのですけども、裁定の経緯については私分からないのですけども、結果だけを見るとケーブルテレビ会社にコンテンツをタダで提供しなさいみたいな内容じゃないかなと。でも、コンテンツってのはテレビ局、最近捏造などの問題などもありますけども、どうでしょう、やっぱりまじめに制作しているテレビ番組もあるわけですから、ま、双方納得できるような公平な審判というのが裁定だと、私は思うわけですね、最終的にはケーブルテレビ局が放送局に対してなんらかの対価というのを払って円満に解決していくというのがこれはビジネス界の常識だと思うのですけども、総務大臣その辺はいかがでございますか。

○ 菅義偉総務大臣

委員ご指摘のとおり、やはり当事者間で行うべきであって、そして、それを受けているのであれば、そのようにするべきだと私は思います。

○ 白眞勲君

あの、すいません。「それ」とか「そのような」という話をされたので、もうちょっとその辺具体的にお願いたします。

○ 菅義偉総務大臣

いまの委員ご指摘のとおり、有線テレビ画ですれ再送信を無断でするということであれば、責任を取るということが当然だと思います。ただ、民間同士の話し合いがありますので、そのことを私は待たなくてはならないと思いますけども、どちらかと、そういうことであれば、再送信のことであれば、当然有線テレビが、ということに思います。

○ 白眞勲君

あの「有線テレビが」ということになりますということでは、私はよく分からないのでありますけど、もう少し踏み込んでお話しただければと思います。

○ 菅義偉総務大臣

今の委員のご指摘というのは同意を得ない場合の再送信ということでありますよね。そういう場合、同意を得てやるということが当然でありまして、民間同士の話し合いによるのがまず第一義的でありますけども、同意を得ないで放送した場合は、やはり責任があるということかと思えます。

○ 白眞勲君

まあ、私は裁定というのは最後の手段だと思います。やはり、民間同士でキチンと円満にはなしあってくださいよ。そうすれば、わたし解決できる話だと思いますし、最終的には地方の皆様にも安心して良質なコンテンツをいっぱい提供できることが地方の格差にもつながっていくということにおいて、この裁定という伝家の宝刀を抜くというのは極めて慎重にやっていただきたいと思うが、この辺はどうでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

私どもも、裁定というのは、最後の手段というふうに私も思っております。再送信同意の問題につきましては、至る前の段階、当事者間が誠意を持って解決をするのが当然のことだと思います。この協議を促進をしたところでありまして、実質的な解決をですれお互いにするようにというそういうことをしてきたわけでありまして、最終的にどうにもならないというなかで、今まで2回裁定をしたというわけでありまして。

○ 白眞勲君

まあ、是非そういう中ですれ、よろしく地方の皆様にも良好な番組を提供できるようにですれ、総務省としても是非頑張ってくださいと思います。

続きまして、日朝の作業部会の件につきまして… (以下、別問)

# 論点① 放送の「地域性」及び県域免許制度との関係について

## 放送事業者の意見

- 放送事業者の「放送の意図」の中には、個々の番組の編集意図等のみならず、当該放送の対象地域も含まれると見らるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。
- 放送事業者は、県域免許制度に基づき放送を行っているところ、区域外再送信は県域免許制を形骸化する。

## 論点

- 「放送の意図」には、放送事業者がどの地域で再送信を認めるかということも含まれると考えるべきか。
- これまで、裁定においては、放送の意図を書し、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない限り正当な理由がないとしているが、この解釈は県域免許制度を形骸化するか。

## 考え方の方向性

- 再送信同意制度の趣旨を踏まえると、「放送の意図」とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということには含まれないのではないか。
- そもそも、県域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的に關係がなく、区域外再送信を行うことは県域免許制度と矛盾するとはいえないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

## <参考>

- 有線テレビジョン放送法の同意制度のもととなった有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会において、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会（昭和26年3月26日）》

鈴木恭一君 「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、互の編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいでしょうか。」

高塩三郎君 「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

## 要望書

平成19年7月24日

株式会社 テレビ信州  
代表取締役 鯉淵 昇 様  
社 長

長野県広告業協会

理事長 小

メディア委員長 中

日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。

受放通放

第 620 号

平成 19 年 7 月 30 日



## 意見書

総務大臣殿

郵便番号 105-7444  
住所 東京都港区東新橋一丁目 6-1  
氏名 にほんてれびほうそうもうかぶしがいしゃ  
日本テレビ放送網株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしゅうこうやくいん くほしんたる  
代表取締役社長執行役員 久保伸太郎

電話番号 (代表) 03-6215-1111

エルシーブイ株式会社（以下「申請会社」といいます）から平成 19 年 6 月 13 日付で有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき提出された総務大臣裁定の申請（以下「本件申請」といいます）に関し、同条第 4 項の規定により、下記の通り意見を提出します。

## 記

### 1. 有線テレビジョン放送法第 13 条第 2 項本文の同意をしない正当な理由の存在

貴省（旧郵政省）は、従来、有線テレビジョン放送法第 13 条第 5 項の「正当な理由」の判断基準として、放送番組が一部カットして放送される場合、放送番組が異時再送信される場合、再送信チャンネルが別の番組に使われる場合、CATV 事業者としての適格性に問題がある場合、及び CATV の技術レベルに問題がある場合、の 5 つの場合を挙げています。これらの基準は、昭和 61 年 4 月 23 日衆議院通信委員会で示され、また、同年 5 月 13 日参議院通信委員会の森島展一政府委員の答弁によって「一応の目安として、判断を求められる代表的なケースを想定し例示されたもの」であって、放送業界をとりまく環境が現代とはかなり異なるなかで打ち出されたものです。これらの基準が現代においても適合するものであるかどうかは、疑問無しとはしません。

しかし、もし、これらの基準を採用したとしても、申請会社による弊社のデジタル放送の再送信に対して弊社が同意しないことには、以下の通り、申請会社の「CATV 事業者としての適格性」の欠如という側面から正当な理由があります。

上記の5つの基準のうち、「CATV事業者としての適格性」の基準について、当該CATV事業者がCATV施設を確実に設置できる見通しが無いこと等が例として説明されていますが、かかる「CATV事業者としての適格性」の中には、CATV事業者として最も基本的な適格性、すなわち、法律を遵守し、著作権侵害等の違法行為を行わないという意味での適格性も当然に含まれているものと考えられます。

CATV事業者はその事業の性質上当然に他者の著作物等を利用する立場にあり、常に著作権法の適法性の確保が求められています。著作権法は、CATV事業者に関する規定を有しており（第2条第1項第9号の3、第100条の2から5以下）、CATV事業者に一定の特権を付与してその事業の円滑な遂行を図っており、更に、放送と有線放送の相互関係を定めています（著作権法第99条第2項、これは特に有線テレビジョン放送法第13条第1項の義務再送信との整合性を取る規定です）。著作権法は、有線テレビジョン放送法と相まってCATV事業者の適正業務を確保する重要な法律というべきです。

CATV事業者としての適格性は、単にCATV施設を設置できるという事業の財政的基盤、技術的能力に限るものであってはならないと考えます。法令遵守が官・民あまねく求められる時代にあつてCATV事業者の基幹的法令である著作権法を守れない申請会社は、適格性を欠くというべきです。

更に、貴省は過去の裁定において、有線テレビジョン放送法第13条第2項につき、放送事業者の放送の意図が害され又は歪曲されるという事態を防止し、もつて放送秩序の維持を図ることとするをその趣旨であると指摘しています。申請会社による弊社のデジタル放送の再送信は、弊社の「放送の意図」を害するものであり、その側面からも正当な理由があります。

以下、詳述します。

#### (1) 申請会社の「CATV事業者としての適格性」の欠如

申請会社は、弊社のアナログ放送の再送信において、有線テレビジョン放送法及び著作権法の違反行為、並びに総務大臣に対する不誠実な行為を行つていますので、「CATV事業者としての適格性」が欠如しています。

##### ① 有線テレビジョン放送法の違反行為

弊社は申請会社に対し、平成11年2月5日に弊社のアナログ放送の再送信を同意しない旨を文書<資料1>で送付し、その後同意をしていません。

しかし、申請会社は、この文書及びその後の再送信の停止に関する文書<資料2>（本件申請の「9.意見の対立点」(1)で、その後にも弊社が申請会社に対し文書を出した事実が記載されています）を無視し、無断（不同意及び無承諾）で8年間にもわたり弊社の



弊社には申請会社による再送信を同意しない正当な理由があると考えます。

なお、弊社は、申請会社による上記の違法行為（著作権、著作隣接権侵害）について、本件申請を含む従前からの経緯に鑑み、話し合いによる解決が困難と考え、著作権侵害行為の差止等を求める民事訴訟の提起を予定しています。弊社は、大臣裁定の「CATV事業者の適格性」について、申請会社の違法性におけるこのような事実も踏まえた判断を総務大臣に求めます。

有線テレビジョン放送法第13条第2項に定める違法行為を行う事業者については、総務大臣は三月以内の期間を定めて「業務停止」を命ずることができます（有線テレビジョン放送法第25条第2項）。上記のような違法行為を継続中の申請会社が行った本件申請について、総務大臣におかれましては、弊社のデジタル放送の再送信に関して是非を検討する前に、有線テレビジョン放送法第25条第2項に基づく適切な処分の検討をしていただきたいと思います。

## (2) 弊社の「放送の意図」

第18回の有線放送部会の配布資料<資料5>によると、「再送信制度の趣旨を踏まえると、『放送の意図』とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということに含まれないのではないか」という考え方の方向性が示されています。これは昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会における質疑応答がもとになっています。しかしながら、当時の放送事業者はラジオのNHKしかない状況であり、現在の県域放送免許制度に基づいて、地上放送事業者が各放送対象地域で免許を付与されている状況とは明らかに異なり、この度の、大臣裁定の対象になっている弊社の状況と、あまりにもかけ離れています。

例えば、

- 当時の放送局はNHKのみで、再送信が不同意されると放送ゼロ地域が生まれてしまうという社会的な問題がありました。一方、現在は数百もの放送局があり、再送信が不同意とされても放送ゼロ地域は生まれません。
- NHKの放送対象地域は日本全国です。弊社のそれは県域放送免許制度により関東広域圏です。弊社の番組は、別会社である系列局の「地域性」に基づいた独自の編成方針のなかで、ほぼ日本全国で放送されるようになっています。このようにNHKにはあり得ない県域放送免許制度による系列局との様々な関係が弊社にはあります。
- NHKの財源は受信料です。その受信料には「地域性」はありません。一方、弊社及び系列局の財源は広告収入です。広告にはスポンサーの意向による「地域性」があります。



このような違いがあることから、弊社は、『放送の意図』には、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということが含まれる」と考えています。つまり、県域放送免許制度に基づく「放送の意図」には、地域情報番組、地域ニュース番組、地域ごとの文化に対応した番組の編成はもとより、地域限定の広告も当然に含まれます。

従って、「放送の意図」の解釈には、現在の県域放送免許制度における系列局の役割とその相互協力の実態を加味する必要があり、その観点からすれば、弊社には再送信を同意しない正当な理由があることは明白です。

以下、詳述します。

### ① 基幹放送である地上放送事業者としての責務

弊社は、地上放送のキー局として、公共の福祉の増進や健全な民主主義の発展等、電波法や放送法の目的を達成することが責務であると考えています。弊社の放送対象地域は関東広域圏であり、弊社は志を同じくする日本全国の地上放送事業者29社と系列関係を結び、上記目的の達成に務めています。

具体的には、各地で起ったニュース取材のほか、各地の朝を伝える「ズームイン!! SUPER」、全国規模で行われる福祉活動の「24時間テレビ」、青少年の健全なる育成を目指した「全国高校サッカー選手権」等の番組制作、経営を支える広告営業、更には国民の教養を豊かにする文化事業等を系列局と共同で行っています。

上記目的の達成は、単に系列関係が結ばれているだけではできません。それぞれの系列局がそれぞれの放送対象地域において、基幹放送としての役割を十分に果たせるような環境が必要です。

### ② テレビ信州から報告されている大きな弊害

現在、弊社のアナログ放送を同意なく違法に再送信しているCATV事業者が、弊社の放送対象地域外の隣接県で散見されます。長野県を放送対象地域とする系列局「株式会社テレビ信州」から、「県内普及率55%にも達しているCATV事業者の違法な再送信によって、いくつかの大きな弊害が生じてきている」という報告を受けています。

例えば、

- ・ テレビ信州の視聴率が低下し、経営への影響が出ている
- ・ テレビ信州が放送している地域に密着した番組や災害放送の視聴機会が薄れ、県域放送免許制度が求めるところの地域性が損なわれている
- ・ 長野県広告業協会から「区域外再送信の視聴は地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業展開する広告代理店にとっても由々しき問題であるうえ、県内の経済に与える影響も大きいとし、キー局には長野県での再送信に同意

をしないでもらいたい」という要望書<資料6>を受けている

等があります。なお、大臣裁定の検討に当たっては、株式会社テレビ信州からの意見も十分聞くようご配慮願います。

### ③ 全ての系列局への広がりや放送の責務への影響

今回、大臣裁定を申請したCATV事業者は2社だけですが、仮に、従来の「放送の意図」に基づいて「同意せよ」という裁定が下されれば、弊社は長野県にある残りの数多くのCATV事業者からも同意を求められる可能性が極めて高いと解されます。また、静岡県でも同じことが起きると予見されます。静岡県では違法に再送信をしているCATV事業者が極めて多数に上り、系列の株式会社静岡第一テレビから、上記のテレビ信州の場合と同じような弊害が報告されています。

このような事例に鑑みると、放送対象地域外再送信による弊害が全ての系列局に広がっていくことが危惧されます。そして、放送対象地域外再送信の拡大は、それぞれの系列局の基幹放送としての能力を低下させ、更に、系列全体における相互協力の機能を崩壊させるおそれを高めます。その結果、放送対象地域外再送信は、弊社を含む全ての系列局の放送の責務を果たし難くするといった社会的な悪影響を生み出します。

### ④ まとめ

再送信制度における「放送の意図」には、単に放送の編集意図だけではなく、どの地域に限定して放送するのかという意図も含まれます。そして、県域放送免許制度のもとでは、各放送局は、公共の福祉の増進や健全な民主主義の発展等のため、それぞれの放送対象地域において基幹放送局としての責務を全うしなければなりません。日本最大の系列関係を構築している弊社としては、「放送の意図」には、県域放送免許制度のもとで生まれた系列の役割とその相互協力の機能が含まれていると考えます。したがって、弊社には再送信に同意しない正当な理由があると考えます。

## 2. 本件に関する協議の経過

弊社は申請会社との間で、再送信の同意についての協議を数回行いました。

上記の通り、申請会社は弊社のアナログ放送の違法再送信を行っています。弊社としては、将来のデジタル放送の再送信の前に、まずアナログ放送の再送信の違法状態を解決すべきとの立場で協議をしました。また、弊社のデジタル放送の再送信につきましても、

県域放送免許制度と弊社の系列における体制についての説明を行う等、弊社のデジタル放送の再送信に同意できない合理的理由について十分な説明をしました。

しかし、申請会社は、弊社のデジタル放送の再送信ありきの主張をし、どのような条件であれば再送信の同意ができるのかという論点での発言を繰り返すのみで、弊社の考え方を理解しようとはしませんでした。

### 3. その他参考となる事項

(1) 本件申請の「意見の対立点に関する補足説明」における弊社意見

① 「有テレ法第 13 条第 5 項の『同意しないことにつき正当な理由』がないこと」に対する反論

上記 1 で述べていますが、申請会社の「CATV 事業者としての適格性」と弊社の「放送の意図」という 2 つの側面から、正当な理由があります。

② 「平成 11 年以降、区域外再送信の同意がないことは、本件申請の適法性に影響しないこと」に対する反論

上記 1-(1)で述べていますが、平成 11 年以降、申請会社は業務停止命令が検討されるような法律違反（有線テレビジョン放送法、著作権法）を継続していることから、申請会社は「CATV 事業者としての適格性」が欠如しており、弊社はそのことが大きな問題であると認識しています。「CATV 事業者としての適格性」に放送秩序全体にかかわる法令を遵守することが含まれるのは当然です。従って、平成 11 年以降、区域外再送信の同意がないことは、本件申請の適法性に大いに影響があると考えます。

③ 「長野がいわゆる“4 波地区”であることは同意を拒否する理由にならないこと」に対する反論

4 波地区というのは、弊社の不同意の理由の 1 つに過ぎません。弊社の同意・不同意の判断は、上記 1-(1)で述べている「CATV 事業者としての適格性」と 1-(2)に述べている弊社の「放送の意図」、下記 3-(3)に述べている「番組流通」等の総合的な検討結果によるものです。

(2) 福岡・広島での裁定がもたらす影響

現在、弊社の系列局である株式会社福岡放送と広島テレビ放送株式会社を対象とした大臣裁定が進められています。仮に、この 2 つの大臣裁定について「同意すべき」という裁定が下された場合、大分県や山口県における系列局にとって、基幹放送を維持する環

境が悪化することに繋がります。キー局として弊社は総務大臣に慎重なる判断を切望します。

### (3) 番組流通からの同意・不同意の考え方

違法な再送信は、前述のような系列全体の被害だけでなく、弊社に対しても直接的な被害を及ぼします。弊社の放送番組には、弊社の著作物も数多くあり、弊社の貴重な財産となっています。これら番組は、系列局のほか、衛星放送、CATV、ブロードバンド、DVD 等へ利用され、弊社の重要な収入源となっています。弊社が著作権を保有する番組が、弊社の知らないところで、違法に再送信がなされているということは、弊社番組の適正な流通の妨げになり、弊社の利益を害します。これは、政府が目指す知的財産立国の方針に背くことにもなります。

弊社は、弊社の放送の再送信について、系列全体としての不利益とともに、弊社における適正なコンテンツ流通、権利問題等を総合的に検討し、その上で、同意・不同意の判断をしています。不同意の正当性の判断については、このような状況を踏まえた、弊社の総合的な判断が尊重されるべきと考えます。

### (4) IP マルチキャスト再送信に伴う平成 18 年度著作権法改正の趣旨との矛盾

本件申請のような放送対象地域外への再送信を認めると、IP マルチキャスト放送の同時再送信において図られた放送対象地域内再送信の制度と真っ向から反することになります。

平成 18 年度の IP マルチキャスト放送に関する著作権法の改正は、当該放送（正確には自動公衆送信）を実質的に CATV 事業者による有線放送と同等にするためのものです。当該放送は、放送事業者の放送対象地域内に限定して同意されることから、実演家、レコード製作者の著作隣接権（送信可能化権）も放送対象地域内では働かないこととしたのです（第 102 条第 3 項、第 5 項。ここに「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として」と明記されているのはこのためです。）。この立法は、貴省が定める放送事業者の放送対象地域内の放送に関する放送秩序を守るためのものであるということができ、立法の経緯もまた、貴省の意を受け文化審議会著作権分科会において改正の方針が決められました。有線テレビジョン放送法の同意・裁定制度によって放送秩序を担保する有線テレビジョン放送の場合もまた同様に放送対象地域内再送信を原則とすべきであることは当然というべきです。そうでないと、貴省は、一方では立法政策において放送対象地域内に限定し、他方では行政処分の裁定においてこの限定を要しないことになり、著しく法的整合性を欠くばかりではなく、あまりにも CATV 事業者にも有利で不公正な競争秩序を形成する結果になります。

(5) 不誠実な CATV 事業者の把握と指導の徹底

上記 1-(1)-③の 310 件という違反行為について、総務大臣が「有線テレビジョン放送法に基づいて再送信が適正に行われるよう指導した」ことは重要なことですが、それ以上に、この 2 月の指導の後、どのような改善がなされたのかがより重要なことと考えます。申請会社のような不誠実な事業者の把握と指導の徹底をお願いします。

以上

エルシーブイ株式会社  
代表取締役社長 藤澤玄雄 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外再送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事はご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

この様な環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外再送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局	局長 宮川鏡一

エルシーブイ株式会社 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示したとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。

また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。

もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。

しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社

執行役員・メディア戦略局 総務

松本

株式会社東京放送

執行役員・メディア推進局長

原田 俊

株式会社フジテレビジョン

執行役員・技術局長

秋保 豊 親

株式会社テレビ朝日

技術局長

古畑 敏 春

株式会社テレビ東京

ネットワーク局長

笹 浪





LCV-Net会員ログイン | 法人会員ログイン | お問い合わせ サイト内検索   [サイトマップ](#)

ホーム	サービス案内	お客様サポート	法人向けサービス	暮らし・地域・楽しむ
-----	--------	---------	----------	------------

暮らし・地域・楽しむ

暮らし

地域

楽しむ

▶ テレビ・ラジオ

イベント行事

アウトドア

八ヶ岳の様子

ユーザーズリンク集

草野球

少年サッカー

クラフト

韓国ドラマ(AII)

宇宙

チケット購入

花火

映画

楽しむ - テレビ・ラジオ -

[チャンネル表](#) | [番組表](#)

基本契約チャンネル | BSデジタル放送 | CSデジタル放送 | BSデジタル放送(データ放送)  
| FMラジオ放送

基本契約チャンネル

※辰野・塩尻地区・蓼科東急リゾート地区ではチャンネル番号が異なりますのでご了承ください。

1ch NTV 日本テレビ

2ch TSB テレビ信州

3ch abn 長野朝日放送

4ch NHK 総合

5ch TBS 東京放送

6ch SBC 信越放送

8ch NHK 教育

9ch LCV-TV

10ch NBS 長野放送

11ch CX フジテレビ

12ch TX テレビ東京

コンバータ使用チャンネル

13ch 行政チャンネル(茅野市、諏訪市)

14ch 八ヶ岳チャンネル(試験放送)

15ch 道路状況チャンネル

16ch NHK 衛星第一

17ch 放送大学

18ch NHK 衛星第二

21ch Super! drama TV

22ch ANB テレビ朝日

23ch お天気チャンネル

29ch GAORA

30ch 日テレNEWS24

35ch MTV

36ch 行政チャンネル(原村、辰野)

37ch CNNj

▲ ページの先頭へ

一覧へ戻る ▶ 次へ

平成19年3月8日 10:00~10:20

参議院予算委員会 <sup>ハクシヤク</sup>白眞勲君

○ 白眞勲君

民主党新緑風会の白眞勲でございます。今日はですね昨日から始まっております日朝の作業部会の件、それからイラクの自衛隊の派遣の件等についてもご質問したいと思いますけれども、その前にですね、いわゆる政府が今頑張っている地方の情報格差解消という観点から、特に放送の分野についてまずご質問したいなという風に思っております。昨今様々な放送メディアが現れてきておりまして、ちなみに我が家もBSとかCSとか地デジとかいろいろ出てきてまして、以前でしたらビデオを繋ぐときにも結構日曜大工じゃないですけども簡単にちょっと繋げたんですけども最近配線が非常に複雑になっておりまして、よく分からないような状況になってきている。まあ、これだけ複雑怪奇な状況の中ですね、当然地方でも同じ現象が起きていると言われていた訳で、以前は東京の人間が旅行で地方に行くんですね、地方のテレビ局の放送が少なくてですね、放送局の数が少なくて、結構イライラしたりしたんですけども、最近はそのような事もだんだん少なくなってきている。まあそういう中で、ch数が地方でも増えている。なんで地方でも増えているのかといいますと、衛星放送だから見れると言うこともあるけれども、有料のケーブルテレビで都会の放送局の番組がそのまま見れると言うことにもなっているようなんですね。もちろん視聴者にとっては番組がいろいろ楽しめるという意味では、非常に良いんでしようけれども、逆にお金を払っている人には良いけれども、そうでない場合は見れない訳で、まあそういう場合には新たな地域内の情報格差というものを生んでいるのではないかという素朴な疑問もあるわけなんです。ちなみに生活保護世帯の場合はNHKの受信料というのは無料な訳ですから、まあだからといってですね、ここでケーブルテレビ等も生活保護世帯には無料にしろといってもですね、民間企業のことですから、なかなか政府が指示する訳にはいかないかなとも思っておるんですけども、まずは総務大臣にお聞きしますけれども、この点について総務大臣はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

事業者の料金につきましては、届出制となっております、基本的には事業者の経営判断、ということであります。まあしかしながら、ケーブルテレビ事業者がですね、衛星放送だとか地上放送、あるいはその他のメディアとの公正かつ有効な競争の元に、低廉な価格で多様なサービスを視聴者に提供するというのは、地方にとっても都会にとってもそんなんですけども、きわめて大事なことであるという風に思っています。まあ総務省としてはこれまで、地域間格差を是正するという観点から地域情報通信基盤施設推進交付金などによって、条件不利地域における支援、あるいは競争環境の整備をはかる観点から、有線テ

レビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和など、措置を講じてきております。低廉なサービスが提供されることができるようにですね、これからも支援をしていきたいと、こう考えております。

○ 白眞勲君

是非ですね、そういういろんな振興策というのもまあ今後ですねとっていただきたいという風に思えるんですけども、特に地方でも、特にケーブルテレビ局の場合には地元のいろいろなご当地のお祭りとか、どっかの赤ちゃんが生まれたとか、そういったことまで放送しているわけですから、それを逆に言うと、所得水準の非常に低い方とか、払えないで見れない方々にとってみると、逆に言うとそこの中でまた格差というのが生まれていくんじゃないかな、という風に思いますんで、是非よろしく、これからもお願いしたいと思うんですけども。また逆にですね、こう、ケーブルテレビ局がどんどんこう増えてくると、地元のテレビ局との競合関係というのもちょっと気になるんですけども、まあその件に関しては、どういう風に総務大臣としてはお考えになっているのでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

今、委員がご指摘されましたように、まあケーブルテレビというのは、地元ですね、まさに生の情報というものを地域のみなさんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとか、これから地方のさまざまな魅力、そうしたものをですね、報道するについてきわめて大事なものであるという風に思っています。しかし同時に、ケーブルテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実として、例えば、同意の有無についてでありますけれども、有線レビジョン放送事業者と放送事業者の認識では差がありますけれども、約840チャンネルというのは放送事業者の同意をとっておりますけれども、しかしながら、更新を忘れてたりですね、あるいは更新期間があっても協議もしないで再送信をしているケースというのは、いま約310ほど、私どもが調査を結果したら、ありました。そういうことで、地元、あるいは県域を越えた放送事業者との間でそうしたトラブルがあるということも承知しております。

○ 白眞勲君

まさに、今、総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うのですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然、都市部、特に人口密集地域ですね、つまり放送局の電波が届く地域において多チャンネルという営業をし出している。そこで、今まさに、総務大臣がおっしゃったように、再送信、違法な再送信といったほうがいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流している。こういった違法なケースが、いま、840チャン

ネル中310チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。

○ 菅義偉総務大臣

私どもの調査では、そのとおりでありますけれども、ただそれがですね、従来ですと契約をしていて期限が切れていたものを知らなかったとか、気がつかなかったとかですね、あるいは同意の更新を協議されてもそのまま流しちゃうというもの、そういうものがいま310件ほどあるということでございます。

○ 白眞勲君

これって、いわゆる法律違反ですよ。

○ 菅義偉総務大臣

ええ、その通りでありまして、総務省としては、今年の2月に、法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。

○ 白眞勲君

このいわゆる再送信、これはあの、もちろん、地域のテレビ局の番組を流している場合と、東京とか大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース。私は、これ、地域外再送信と聞いているのですが、このケースは、310チャンネルの中にあるんですか。その辺はどうなんですか。具体的に。

○ 菅義偉総務大臣

申し訳ありません。後で精査してお届けさせますが、310の中にこの部分は入っているということでもあります。

○ 白眞勲君

つまり、違法だ、ということ、いま、総務大臣もお認めになったと思うのですが、違法と分かってなんで放置していたのでしょうか。これ、だいぶ前から分かっていたと思うのですが、それをなんで総務省としてほっぽり投げていたのか疑問なんです、チャンネルつけば誰だって見られるわけですから、その辺は、なんで、総務省としてほっぽり投げていたのか、疑問なんです、大臣その辺どうでしょう。

○ 菅義偉総務大臣

ええ、私どもも、その、ほっぽり投げていたということというよりも、これ御理解いただきたいんですけど、先ほども申し上げましたが、いままで放送してきた、と、契約期限

が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後協議が行われなくて進めていたとか、お互いの放送事業者、ケーブルテレビも含めてですね、その中で、そんなに問題になってきていなかった、と思いますね。そういうことで、そのまま放置していたというのが、これ現状でありまして、私どもが2月に初めてその点、このままじゃあ、非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで、調査をして、その310が明らかになった、ということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思っております。

○ 白眞勲君

やたら総務省の方も、失礼な言い方かもしれないけど、重い腰を上げたということで、違法と分かっていたら、すぐにこれを是正するのが政府として当たり前なことだと思うのですが、ここで、文部大臣にお聞きしたいと思うのですが、つまり、そのケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反ということになるのでしょうか。

○ 文部科学大臣

あの、先生御承知のように、著作権法の99条ってのがございまして、ここには、放送事業者はその放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する、とございます。したがって、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思います。

○ 白眞勲君

結構私はこれ深刻だと思うんですよね。つまり著作権法違反のまま、つまり、これは実はあの韓国でも同じようなことって起きているわけですし、ワールドカップでなんですけど、ワールドカップのときにケーブルテレビ会社の人が無断で試合を流してしまっていて、それであの、韓国国民はワールドカップで大騒ぎをしているんですけども、いわゆる権利関係でも大騒ぎになっちゃたということもあるわけですし、わたしはこの問題を放置するとですね、例えば、韓国では今までおおかだだったんですけども、ヨン様が出てきてから、自分の顔を売る関係でどうしても「金払え」という話になってしまって、大分権利関係についてうさくなっちゃった。そういうことを考えると、やはりキチンとするということが当たり前のことですよ。国際常識でもあるわけで、私は一番気にしているのは、北京オリンピックが今度開かれるわけなんですけども、この放映権、放映の問題でですね、このケーブルテレビ局が、仮にですよ、スター選手とか綺麗な女性のなんかが出てきちゃったなんてことになった場合にですね、これは知的所有権ですよ、それは結局ですね、やはり注意しなければいけないのは、まあEPAの交渉で海外といろいろやられているなかで、そういう著作権をちょっと守ってくれないと困ると言っている日本側

○ 菅義偉総務大臣

いまの委員ご指摘のとおり、有線テレビ画ですれ再送信を無断でするということであれば、責任を取るということが当然だと思います。ただ、民間同士の話し合いがありますので、そのことを私は待たなくてはならないと思いますけども、どちらかと、そういうことであれば、再送信のことであれば、当然有線テレビが、ということに思います。

○ 白眞勲君

あの「有線テレビが」ということになりますということでは、私はよく分からないのでありますけど、もう少し踏み込んでお話しただければと思います。

○ 菅義偉総務大臣

今の委員のご指摘というのは同意を得ない場合の再送信ということでありますよね。そういう場合、同意を得てやるということが当然でありまして、民間同士の話し合いによるのがまず第一義的でありますけども、同意を得ないで放送した場合は、やはり責任があるということかと思えます。

○ 白眞勲君

まあ、私は裁定というのは最後の手段だと思います。やはり、民間同士でキチンと円満にはなしあってくださいよと。そうすれば、わたし解決できる話だと思いますし、最終的には地方の皆様にも安心して良質なコンテンツをいっぱい提供できることが地方の格差にもつながっていくということにおいて、この裁定という伝家の宝刀を抜くというのは極めて慎重にやっていただきたいと思うが、この辺はどうでしょうか。

○ 菅義偉総務大臣

私どもも、裁定というのは、最後の手段というふうに私も思っております。再送信同意の問題につきましては、至る前の段階、当事者間が誠意を持って解決するのが当然のことだと思います。この協議を促進をしたところでありますけども、実質的な解決をですれお互いにするようにというそういうことをしてきたわけでありますけども、最終的にどうにもならないというなかで、今まで2回裁定をしたというわけであります。

○ 白眞勲君

まあ、是非そういう中ですれ、よろしく地方の皆様にも良好な番組を提供できるようにですれ、総務省としても是非頑張ってくださいと思います。

続きまして、日朝の作業部会の件につきまして… (以下、別問)



# 論点① 放送の「地域性」及び県域免許制度との関係について

## 放送事業者の意見

- 放送事業者の「放送の意図」の中には、個々の番組の編集意図等のみならず、当該放送の対象地域も含まれると見らるべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。
- 放送事業者は、県域免許制度に基づき放送を行っているところ、区域外再送信は県域免許制を形骸化する。

## 論点

- 「放送の意図」には、放送事業者がどの地域で再送信を認めるかということも含まれると考えるべきか。
- これまで、裁定においては、放送の意図を害し、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない限り正当な理由がないとしているが、この解釈は県域免許制度を形骸化するか。

## 考え方の方向性

- 再送信同意制度の趣旨を踏まえると、「放送の意図」とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということとは含まれないのではないか。
- そもそも、県域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的に關係がなく、区域外再送信を行うことは県域免許制度と矛盾するとはいえないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

## <参考>

○ 有線テレビジョン放送法の同意制度のもととなった有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会において、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

〔第10回国会 参議院電気通信委員会（昭和26年3月26日）〕

鈴木恭一君 「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合には、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいございませうか。」

高塩三郎君 「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまざれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

## 要望書

平成19年7月24日

株式会社 テレビ信州  
代表取締役 鯉淵 昇 様  
社 長

長野県広告業協会

理事長 小澤

メディア委員長 中村

日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。